

## 東海村公告第 4 3 号

東海村は、人づくりやつながりづくりの推進に当たり、村民目線で村民自らが地域で活躍する村民を取り上げ、本村の魅力の一つとして発信し地域活性化につなげる新たな情報発信策として、官民共創メディアを構築する業務委託の受託者を選定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和 4 年 5 月 2 4 日

東海村長 山 田 修

### 1 企画提案を募集する業務概要

#### (1) 業務名称

官民共創メディア構築業務委託

#### (2) 履行場所

東海村内

#### (3) 履行期間

契約日の翌日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

#### (4) 業務内容

別紙「東海村官民共創メディア構築業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

#### (5) 限度額

令和 4 年度予算額 3, 0 0 0 千円 (税込)

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模

を示すためのものである。

## 2 参加資格

本件の企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生開始手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 東海村暴力団排除条例（平成24年東海村条例第2号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (4) 税金等に未納がない者であること。

## 3 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

ア 東海村物品調達等入札参加資格選定審査規程（平成3年東海村規程第3号）第12条に規定する物品調達等入札参加有資格者名簿に登録されている法人（以下「登録法人」という。）

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 会社概要書（様式第2号）
- (ウ) 業務経歴書（様式第3号）

イ 登録法人以外の法人

ア（ア）から（ウ）までに加え、以下の書類を提出するものとする。

- (エ) 登記事項証明書（法務局発行のもので、提出日以前3月以内の証明のもの）
- (オ) 提出日直前の決算に係る2期分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(カ) 国税納税証明書「その3の3」(提出日以前3月以内の証明のもの)

(キ) 営業に関し、許可・登録等を必要とする場合は、これを受けたことを証明する書類

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期間

令和4年5月24日(火)から令和4年6月8日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(4) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

ア 持参は、事前に電話連絡の上で持参すること。

イ 郵送は、配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。

(5) 提出場所

東海村 総合戦略部 地域戦略課 プロジェクト推進担当

住所 〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話 029-282-1711 (内線1339)

(6) 参加承認

本件への参加可否を、令和4年6月10日(金)までに参加表明書(様式第1号)に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

#### 4 質問の受付及び回答

本件に関する質問等がある場合は、必ず次のとおりとする。その他の方法による質問等を行った場合は、公平性確保の観点から質問を無効とする。

(1) 受付期間

令和4年5月24日(火)から令和4年6月7日(火)午後5時15分までとする。

(2) 質問方法

電子メールで、下記のメールアドレス宛まで提出すること。

メールアドレス：t-pro@vill.tokai.ibaraki.jp

(3) 留意事項

質問に用いる書類の様式は自由とし、次の項目を明記すること。

ア 表題は、「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。

イ 事業者名、担当者の氏名、連絡先(所属、電話番号等)

(4) 回答

令和4年6月8日(水)までに、あらかじめ届出のあったメールアドレス宛に電子メールで回答する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書(様式自由)

別紙仕様書の業務内容を踏まえ、企画提案を行うこと。

イ 業務工程表(様式自由)

具体的なスケジュール、実施手順等について提案すること。

ウ 業務の実施体制調書(様式自由)

エ 見積書(様式自由)

業務名称及び金額(消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格)を記載すること。

(2) 提出部数 各7部

(3) 提出期間

令和4年5月24日(火)から令和4年6月15日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。なお、受付期間内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

ア 持参は、事前に電話連絡の上で持参すること。

イ 郵送は、配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。

(5) 提出場所

東海村 総合戦略部 地域戦略課 プロジェクト推進担当  
住 所 〒 3 1 9 - 1 1 9 2  
茨城県那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号  
電 話 0 2 9 - 2 8 2 - 1 7 1 1 (内線 1 3 3 9)

## 6 事業者の選定等

### (1) プレゼンテーション及び質疑応答

#### ア 実施日時及び場所

日 時：令和 4 年 6 月 2 2 日（水）午前 1 0 時以降（参加  
表明順に設定）

場 所：東海村役場行政棟 4 階 4 0 3 会議室

#### イ 実施時間

1 事業者につき 3 0 分以内（プレゼンテーション 2 0 分以  
内、質疑応答 1 0 分以内）とする。

#### ウ その他

(ア) プレゼンテーションは、非公開とする。

(イ) プレゼンテーションは、6 (1) で提出された資料を  
もとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付  
は認めない。

(ウ) プレゼンテーションに必要な機材のうち、スクリーン  
及びプロジェクターは本村が用意するので、パソコン等  
その他の機材については、事業者が用意すること。

### (2) 選定方法等

ア 事業者の選定に当たっては、東海村官民共創メディア構築業  
務委託受託者選定企画提案競技審査委員会を設置し、同委員会  
において選定するものとする。

イ 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審  
査し、及び評価し、交渉権第 1 位及び第 2 位の者各 1 者を選定  
するものとする。なお、審査及び評価は、非公開とする。

ウ 交渉権第 1 位に選定された者とは、仕様の調整を経た上で、  
随意契約に向けた交渉を行うものとする。

エ 交渉権第1位に選定された者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は交渉権第1位に選定された者が前記3の要件を満たさなくなった場合若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、交渉権第2位に選定された者と交渉を行うものとする。

オ 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選考する。

カ 提案者が1者のみの場合は、審査の結果において評価得点が総評価得点の5割以上であるときに限り、当該提出者を優先交渉権者として確定する。なお、5割に満たない場合又は提案者がいない場合は、再度プロポーザル募集を実施する。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に速やかに通知し、交渉権第1位及び交渉権第2位に選定された者については、その旨を通知するものとする。

なお、選定に関する異議等は、受け付けない。

## 7 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記3の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積書の見積額(税込)が前記1(3)の予算計上額を超えている場合
- (4) この公告に定められた以外の手法により前記7(2)アの審査委員会の審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める行為その他の審査の公平性を害する行為があった場合

## 8 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とすること。

- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とすること。
- (3) 書類提出後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東海村情報公開条例（平成11年東海村条例第2号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 9 事務局（問い合わせ）

東海村 総合戦略部 地域戦略課 プロジェクト推進担当

住 所 〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電 話 029-282-1711（内線1339）

E-mail t-pro@vill.tokai.ibaraki.jp